

## 所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託仕様書

### 1. 業務名

所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託

### 2. 目的

所沢市が2030年4月に中核市移行を目指していること及び中核市制度等について、より市民に分かりやすく普及啓発するための漫画冊子の作成及び、その漫画冊子を SNS などで発信できる動画制作を行い、所沢市の中核市移行の認知度向上と機運醸成を図ることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

### 4. 業務内容及び仕様等

#### (1) 漫画冊子制作

##### ①業務内容

- ア 漫画制作・デザイン・レイアウト・編集等
- イ 電子データの作成・提供
- ※ シナリオは発注者が作成する。

##### ②仕様等

以下に記載した内容を基本とするが、事業者提案や協議の上、詳細の決定が可能なものとする。

- ア 規格 / 色： A4サイズ / フルカラー
- イ 総ページ数： 8ページ程度（表紙まわり：表1・表4）
- ウ 成果物：
  - ・印刷用データ（PDF や DVD-R 等）
  - ・編集用データ（illustrator 等）
  - ・web 公開用データ（軽量化 PDF）

#### (2) 動画制作

##### ①業務内容

##### ア 動画制作

上記4（1）の漫画冊子をもとに動画を作成する。読まれているセリフが分かるように表現を工夫すること。その他、可能な限りテロップの使用やアニメーションなどを用いて視覚的な表現を工夫すること。

##### イ 録音・機材

必要なスタッフ、スタジオ、機材等は受注者が用意・負担すること

##### ウ 編集

映像と音声を編集した映像は試写を行い、指摘のあった事項を修正すること。

##### ②仕様等

上記（1）で作成した漫画冊子をもとに以下の内容とする。

## ア 完全版動画

漫画冊子を二次利用し、動画を制作する。

### (ア) 再生時間

2分程度

### (イ) ファイル形式

YouTube 及び Instagram 等の SNS やホームページ等にアップロードできるファイル形式(MP 4 等) かつ、DVD-R など PC で再生できる形式とすること。

### (ウ) 音声

BGM 及びセリフ等を録音したもの。合成音声などを使用することは妨げないが、聞き取りやすい音声とすること。

## イ PR 用動画

漫画冊子を二次利用し、中核市移行について市民に分かりやすく短く伝えるための動画を制作する。

### (ア) 再生時間

30 秒程度

### (イ) ファイル形式

YouTube 及び Instagram 等の SNS 及びホームページ等にアップロードできるファイル形式(MP 4 等) かつ、DVD-R など PC で再生できる形式とすること。

### (ウ) 音声

BGM 及びセリフ等を録音したもの。合成音声などを使用することは妨げないが、聞き取りやすい音声とすること。

### (エ) 作成方法

上記 4 (2) ①で作成した動画を編集し、かつ SNS に掲載するためのサムネイルを作成すること。

## 5. 漫画冊子・動画を掲載する媒体

市役所での配布や広報ところざわ(電子版を含む)、市ホームページ、市公式 SNS など中核市移行の周知のため必要と思われるもの。

## 6. 実施体制

本仕様に定める内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、発注者から事前の承認を得ること。なお、個人の作家に作画を依頼する等の場合は、作家等にも同じ責任を持たせると同時に、万が一作家等により損害が生じた場合には受注者が責任をもつこと。

## 7. 納品・検収

### (1) 納品

上記 4 (1) 及び (2) のとおり

※発注者の求める形式で電子データを納品すること(要協議)。

### (2) 納品場所

所沢市経営企画部経営企画課中核市推進室

### (3) 検収

#### ①完了報告

受注者は、業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。

#### ②検査の実施

発注者は、納品から10開庁日以内に納品物の検査を行う。

#### ③不備の解消及び再検査

前項の検査の結果、不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品すること。また、発注者は再納品された成果物の検査を速やかに行う。

#### ④請求・支払い

発注者は、完了検査を行った後、速やかに受注者へ完了結果通知を行い、受注者は、完了結果通知を受け取った後、発注者へ請求書を提出すること。発注者は受注者の請求書に基づき、一括して支払う。

## 8. 留意事項

- (1) 校正の時期や回数等に関しては、発注者と協議の上、決定することができ、その内容を遵守すること。
- (2) 音楽素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用することとする。使用料や使用許可手続き等が発生する場合は、受注者が負担し手続きを行うこと。
- (3) 特別な事情により、発注者が修正や変更を求めた場合は、履行期限までの期間中で反映すること。
- (4) デザイン、レイアウト、編集、印刷、製本、動画制作、録音、編集、納品等で発生する費用は、受注者が全額負担するものとし、発注者は一切の費用を負担しないものとする。
- (5) 受注者は、本件成果物が第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権その他一切の権利を侵害しないオリジナル作品であることを保証すること。
- (6) 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価の完済により発注者に移転するものとし、受注者は著作人格権を行使しない。但し、受注者のウェブサイト・SNS等実績紹介として掲載する場合に限り、使用許可は不要とする。
- (7) 受注者は、第三者との間に著作権、知的財産権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が発注者の責めに帰する場合を除き、受注者の責任、負担において解決すること。なお、本件成果物により、発注者に損害が生じたときはこれを賠償するものとする。
- (8) 受注者は、発注者が本著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じて本著作物のサイズや内容の一部等を変更することを予め承諾すること。
- (9) 発注者は、成果物を市の広報紙、ウェブサイト、SNS、ポスター等の広報媒体において、受注者の許可なく自由に二次利用・一部改変できるものとする。
- (10) 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務が完了した後も、また同様とする。
- (11) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (12) 受注者は、本件成果物の制作にAI生成物を使用する場合、当該AI生成物に関する著作権その他の権利関係を適切に調整した上で使用するものとする。